相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井一〇四三番地一、最後の住所茨城県つくば市森の里九九番地一三　被相続人　亡　吉田　恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十五日

茨城県土浦市文京町一番九号吉原ビル二階

相続財産管理人　弁護士　徳田　祐介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷市中山二六三五番地、最後の住所埼玉県戸田市中町一丁目七番地の三〇

被相続人　亡　塚本ひとみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十五日

埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―一六

浦和大熊ビル五階　菊地総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区東大畑通一番町六五八番地一、最後の住所新潟県上越市大字岩木二一七四番地六ハイツオリオンF号

被相続人　亡　木村　正行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十五日

新潟県上越市大字藤野新田二〇二番地一エクセランコート・アルカディア六〇三号

相続財産管理人　弁護士　宮澤　正雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県上越市昭和町二丁目一九番、最後の住所新潟県上越市昭和町二丁目一九番二八号　被相続人　亡　髙橋　敏行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十五日

新潟県上越市大字藤野新田二〇二番地一エクセランコート・アルカディア六〇三号

相続財産管理人　弁護士　宮澤　正雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市大字別所温泉一八六八番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大木　利明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十五日

事務所長野県上田市上田原一〇三九番地一三

相続財産管理人　司法書士　室川　泰清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県日進市岩藤町上原四〇二番地二、最後の住所名古屋市名東区牧の原二丁目五〇一番地ホワイトビル八〇三

被相続人　亡　山田　和敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十五日

名古屋市中区丸の内三丁目一七番四号第一ＫＴビル七階Ｂ室川崎修一法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川崎　修一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字勝田場一七番地一、最後の住所愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字勝田場一七番地一富吉グリーンハイツ三号棟六〇二号

被相続人　亡　位田　功毅

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十五日

名古屋市中区栄二丁目四番一八号岡谷鋼機ビル二階上野綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　千晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束五六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福井　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十五日

事務所鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目一八番地

相続財産管理人　小椋　義孝

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年二月二十五日

一、墳墓等所在地　大阪府八尾市太田七丁目八三番地

一、墳墓等の名称　太田共同墓地　(1)千代子墓、(2)倶會●　松本、(3)釋證遊　尼妙心、(4)安道恵攴●尼　幼道現成尼首●　祥雲祖瑞●尼、(5)大宅光昆墓　大宅光村、(6)先祖代々墓北川氏　釋惠●、(7)根來家之墓、他不詳三件

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　大阪府八尾市太田六丁目五三番地　太田地区　太田共同墓地管理委員会　代表者　村井松之助

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

社団法人全国旅行業協会弁済業務規約第十一条第三項の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者

(一)　旅行業の業務の範囲　第二種旅行業

(二)　登録番号　東京都知事登録旅行業第二―二一二二号

(三)　商号　株式会社グリーントラベルサービス

(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　株式会社グリーントラベルサービス　東京都三鷹市下連雀三丁目三二番四号グリーンパルコ二階　代表取締役　杉山　剛

(五)　主たる営業所の名称及び所在地　本社営業所　東京都三鷹市下連雀三丁目三二番四号グリーンパルコ二階

(六)　旅行業の登録年月日　昭和五十二年五月十七日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十五年二月五日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証の申出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する旅行者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引の成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通を、認証対象保証社員の所属する当協会の支部に提出してください。なお、弁済限度額は、一千百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。

(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。

(二)　前号の受理については、認証対象保証社員に係る最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申出は、当該最初の認証の申出のあった日から六十日を経過した日に同時に受理されたものとみなします。

平成二十五年二月二十五日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号田中山ビルディング　社団法人全国旅行業協会

会長　二階　俊博

債権申出の催告（第二回）

当社は平成二十五年一月一日厚生労働大臣の承認により企業年金制度を終了したので、当社に確定給付企業年金に係る債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月二十五日

広島市西区三篠町二丁目一九番六号　トーホー株式会社

清算人　見門　哲也